

損害保険総合補償制度のご案内

基本補償の保険料は年間売上高と面積で簡単にお見積りが可能！あとはオプションを選ぶだけ。

総合補償制度「ビジネスマスター-plus 賠償プラン」

基本補償

賠償ユニット（企業包括方式）



①施設危険

例 フロアのタイルが剥がれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした。



②業務遂行危険

例 工事作業中に工具を落とさせ、通行人にケガをさせた。



③製造物危険

例 提供した飲食物が腐っていたためにお客様が食中毒になった。



④完成作業危険

例 配線工事の配線ミスで機械から出火し、工場を全焼させた。



⑤製造物自体の損害

例 製造販売した製品の配線ミスで建物とともにその製品も焼失した。



⑥受託物危険

例 リース中の機械を壊した。



⑦受託不動産危険

例 火災により借りている建物に損害が生じた。



⑧人格権侵害

例 お客様を万引き犯と間違えてしまった。



オプション

1 サイバーリスク賠償責任補償特約

2 雇用慣行賠償責任補償特約（セクハラ・パワハラ等の補償）

2 使用者賠償責任補償特約

3 リコール費用補償特約

3 製造業務過誤賠償責任補償特約（製造業務のみ）

4 クレーム等対応費用補償特約（企業包括方式のみ）

本チラシは総合補償制度の概要を説明したものです。各保険の内容は別途ご用意している「パンフレット」「普通保険約款および特約」「重要事項説明書」等をご参考ください。ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】株式会社広島アクションサービス 損保営業部 住所：〒703-0842 広島県広島市中区舟入町9番12号 Tel:082-235-1125
【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社 広島支店法人第一支社 住所：〒703-0031 広島県広島市中区紙屋町1-2-29 Tel:082-243-6201

事業活動をとりまく様々なリスクのなかでも時代の変化に伴って多様化する「賠償責任のリスク」に対し、必要に応じてカスタマイズできるように総合補償制度をご用意しました。

総合補償制度について

この総合補償制度は下記を団体保険契約者とし、会員の皆様を被保険者または記名被保険者とする団体契約です。
会員でない場合、この総合補償制度に加入することができません。
【団体保険契約者】株式会社広島銀行 ひろぎんCurrent Club事務局

オプション概要

1 サイバー攻撃・情報漏洩に関する補償



右記の①～③のいずれかの事由に起因して損害賠償請求がなされたこと（または損害賠償請求がなされるおそれ）により、貴社が負担する損害賠償金、訴訟費用等について保険金をお支払いします。

- ①情報の漏洩またはそのおそれ
- ②上記①の事由以外で以下のいずれかに該当する事由
　　a:デジタルコンテンツの不当性
　　i:被保険者システムに対するサイバー攻撃
　　u:あ、い以外のITユーザー業務またはITサービス業務の遂行にあたり生じた偶然な事由
- ③サイバー攻撃に起因して発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊等

2 雇用慣行（セクハラ・パワハラ等）に関する補償



以下の①から⑦までのいずれかの事由に起因して貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①雇用上の差別
- ②不当解雇
- ③セクシャルハラスメント
- ④マタニティハラスメント
- ⑤パワーハラスメント
- ⑥ケアハラスメント
- ⑦モラルハラスメント

2 使用者責任に関する補償



従業員が業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

3 PL・リコールに関する補償



製造、販売、または供給した対象製造物の瑕疵または異物混入のおそれによる起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場合に損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して90%を乗じた金額を保険金としてお支払いします。

3 製品使用不能に関する補償



生産物の製造、加工、輸入または販売を行ったことにより第三者に経済的損害が発生した場合で、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害買収請求がなされたことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。（保険期間を通じて1000万円が限度）

4 クレーム等対応費用に関する補償



業務に関するクレーム行為および使用人の信用毀損等の行為によって、会社が事故を解決するためにクレームコンシェルの承認を得て負担する弁護士費用をお支払いします。（ただし、1事故70万円年間140万円が限度となり、当社が認めた弁護士費用に限ります）

広島銀行

承認番号: SJ22-12595